

子育て家庭等の経済的負担軽減について

【担当省庁】内閣府、厚生労働省

子どもの医療費助成については、ナショナルミニマムとして国において中学生までの子どもを対象に制度化するとともに、医療費助成を行った市町村に対する国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置については、市町村の財政基盤の安定化を図るため、早急に全廃していただきたい。

【現状・課題等】

■喫緊の課題である少子化・人口減少を克服するため、厳しい地方財政の下、全都道府県が、国に代わって子どもの医療費助成に取り組まざるを得ず、既に全市町村で単独事業として実施している。

▶全国市町村の医療費助成の実施状況

都道府県	子どもの医療費助成を実施している団体	全都道府県	
	小学校就学前を対象にしている団体	24道府県	
	小学生以上の学年も対象にしている団体	18都府県	
市町村	子どもの医療費助成を実施している団体	全市町村	
	小学校就学前を対象にしている団体	入院	1,718 (100.0)
		通院	1,718 (100.0)
	小学生まで対象にしている団体	入院	1,688 (98.2)
		通院	1,530 (89.0)
	中学生まで対象にしている団体	入院	1,584 (92.2)
		通院	1,380 (80.3)

■国庫負担金の減額調整措置は、子どもの医療費助成に加え、重度心身障害児(者)、ひとり親家庭等、社会的弱者など、地方自治体の意欲的・自発的な取組を阻害している。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 医療保険政策課 (075-414-4630)
---------------	------------------------------

【京都府の取組】

■京都府の子どもの医療費助成の状況（中学生まで対象、2,206,926 千円）

	京都府の取組	国の制度
対象年齢	中学校卒業まで	制度無し
自己負担 の上限額	(入院)200 円/月・医療機関	
	(通院)3 歳未満：200 円/月・医療機関 3 歳以上：月 3,000 円(※) ※令和元年 9 月 1 日～ 月 3,000 円→月 1,500 円	

■府内市町村における減額調整措置の影響額（平成 29 年度府集計による概数）

就学前分は改善されたものの、依然として就学後分の影響は大きいまま

	(億円)	計	
		就学 前分	就学後分
子どもの医療費助成	1.0	0.6	0.4
ひとり親家庭の医療費助成	1.4	0.2	1.2
障害児(者)の医療費助成	6.1	0.0	6.1
高齢者の医療費助成	2.1	—	—
	10.6	0.8	9.8

※平成 30 年度は未集計